

愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則

平成19年2月26日 制定 (平成19年規則第2号)

改正 平成20年3月30日規則第9号 平成22年3月31日規則第5号
 平成23年3月31日規則第7号 平成24年3月30日規則第2号
 平成27年3月31日規則第6号 平成28年3月31日規則第11号

愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年条例第14号)第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が104,950円を超えるときは、104,950円)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が57,030円以下であるときに限る。)	月額57,030円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が52,480円を超えるときは、52,480円)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,520円以下であるときに限る。)	月額28,520円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 平成18年4月1日からこの規則の施行の日までに、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(平成19年条例第6号)による改正前の愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づいて介護補償を支給された者で改正後の愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)及びこの規則の規定による介護補償を受けることとなるものについては、旧条例の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例及びこの規則の規定による介護補償の内払とみなす。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この規則による改正後の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成22年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成23年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成24年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。